

2015年 2月25日
ニフティ労働組合第28号

ニフティ株式会社
代表取締役社長
三竹 兼司 殿

ニフティ労働組合
執行委員長
池田 大



要 求 書

ニフティ労働組合は、ニフティ株式会社に対し、組合員の生活と労働条件の維持・向上のために次の通り要求します。

【要求事項】

1. 賃 金

(1) 賃金改善

「リーダークラス30ポイント」において、現行個別賃金水準の確保を図ったうえで、「個別賃金水準で6,000円改善」を図る。(別紙「賃金改善要求表」参照)

実施期日

2015年3月21日よりとする。

(2) 年齢別最低賃金

18歳見合いの基準として160,500円に改善を図る。

2. 一時金

(1) 平均要求

	年 間	一 期
金 額	1,458,000円	729,000円
月 数	4.6ヶ月	2.3ヶ月

(2) 交渉ベース

2015年1月20日現在の今次一時金の交渉ベースは316,922円とする。

(3) 一時金における最低保障率

完全有資格者の最低は、平均月数の80%以上とする。

(4) 支給日

夏季一時金 2015年 6月18日(木)

年末一時金 2015年12月10日(木)

3. 定年後再雇用制度の処遇改善

(1) 定年時理論月収12ヶ月分に乗じる割合の改善

再雇用後の月例賃金は、定年時理論月収12ヶ月分に以下に定めるクラス毎の割合を乗じた額を1.4で除して算出する。

定年時のクラス	定年時理論月収12ヶ月分に乗じる割合	
	要求	現行
リーダークラス	現行通り	70%※
上級クラス	70%	65%
一般クラス	70%	60%
スタータークラス	70%	60%

※定年時理論月収の状況や定年後の職務に応じ個別に75%とすることがある。

(2) 月例賃金基準の見直し

定年時の理論月収を基礎として決定しているものを、定年直前2年間の基本給のうち最高の基本給を基礎として決定する。

【付帯事項】

昨年の要求内容に対し、未だ改善が見られない事項について、以下に記載する。

4. 監視コール対応者の状況改善

- (1) 監視体制・運用状況に対する実態把握。
- (2) 実態に合わせ、必要な制度および運用の是正、不公平がない健全な状態に向けた環境の構築。
- (3) 毎月の労使協議で進捗を確認すると共に、年度内中に組合員に対して公表できる状態にする。

5. 評価制度の運用見直し

- (1) マネジメント層に対し評価制度の教育及び理解の徹底。
- (2) 現状の運用よりもフレキシブルな評価の運用改善。
- (3) 労使間で運用状況を把握し、納得感の高い評価となる運用を目指した継続的な協議の実施。

以上

(別紙) 賃金改善要求表

各クラスにおいて以下の改善を図る。

- ・ スタータークラス/一般クラス 4,000 円
- ・ 上級クラス/リーダークラス 6,000 円

表 1 : 改善要求後の給与テーブル

スタータークラス		一般クラス		上級クラス		リーダークラス	
評価 ポイント	基本給	評価 ポイント	基本給	評価 ポイント	基本給	評価 ポイント	基本給
15	266,000	40	336,000	40	406,000	40	446,000
14	261,000	39	332,000	39	402,000	39	444,000
13	256,000	38	328,000	38	398,000	38	442,000
12	251,000	37	324,000	37	394,000	37	440,000
11	246,000	36	320,000	36	390,000	36	438,000
10	241,000	35	316,000	35	386,000	35	436,000
9	236,000	34	312,000	34	382,000	34	434,000
		33	308,000	33	378,000	33	432,000
		32	304,000	32	374,000	32	430,000
		31	300,000	31	370,000	31	428,000
		30	296,000	30	366,000	30	426,000
		29	292,000	29	362,000	29	424,000
		28	288,000	28	358,000	28	422,000
		27	284,000	27	354,000	27	420,000
		26	280,000	26	350,000	26	418,000
		25	276,000	25	346,000	25	416,000

表 2 : 現在の給与テーブル

スタータークラス		一般クラス		上級クラス		リーダークラス	
評価 ポイント	基本給	評価 ポイント	基本給	評価 ポイント	基本給	評価 ポイント	基本給
15	262,000	40	332,000	40	400,000	40	440,000
14	257,000	39	328,000	39	396,000	39	438,000
13	252,000	38	324,000	38	392,000	38	436,000
12	247,000	37	320,000	37	388,000	37	434,000
11	242,000	36	316,000	36	384,000	36	432,000
10	237,000	35	312,000	35	380,000	35	430,000
9	232,000	34	308,000	34	376,000	34	428,000
		33	304,000	33	372,000	33	426,000
		32	300,000	32	368,000	32	424,000
		31	296,000	31	364,000	31	422,000
		30	292,000	30	360,000	30	420,000
		29	288,000	29	356,000	29	418,000
		28	284,000	28	352,000	28	416,000
		27	280,000	27	348,000	27	414,000
		26	276,000	26	344,000	26	412,000
		25	272,000	25	340,000	25	410,000

2